

今後の遵守措置のオプション及びプライオリティの特定

提案

1. 最もプライオリティの高い当初の3つの遵守措置である漁獲証明制度(CDS)船舶監視システム(VMS)及び転載(大型漁船)の開発及び導入に向けたみなまぐる保存委員会(委員会)の作業は完成間近である。
2. この文書の目的は、遵守委員会による議論のため、追加的な遵守措置に向けたオプション及びプライオリティを概説することである。それぞれのオプションがこれまでに委員会が採択した遵守措置を補完及び強化する方法についての議論の促進を目指す枠組みに、かかるオプションを提示している。仮に、この手法が委員会の戦略計画の一部として採用された場合は、この議論は監視、管理及び取締り戦略を開発するいかなる提案も補完することになるだろう。
3. この議論の目的は、09/10の遵守委員会作業計画において作成されるべき追加的な遵守措置について、2009年の委員会会合への勧告に合意することである。

勧告

15. 遵守委員会が以下のとおり行うよう勧告する。
 - a. この文書及び別添Aで概説する原則及び目的の文脈で、追加的な遵守手段を議論する。
 - b. 委員会の管理目的を最も支持する追加的な遵守措置の効果的な組み合わせに合意する。
 - c. 委員会に勧告すべき今後の遵守委員会の作業計画にこれらの追加的な措置を含める。

CCSBTのための戦略計画案

目的

2009年10月の委員会の年次会合において、メンバー及び協力的非加盟国がみなみまぐろ保存委員会の戦略計画案の追加的な変更点にも合意し、そして修正した計画を採択するために、当該文書の修正版を提出する。

背景 — なぜ戦略計画か？

戦略計画は、メンバーが将来の委員会をどのように捉えているかの共通のビジョンの開発を考慮に入れている。かかるビジョンの構成要素には、みなみまぐろの資源状況；効果的な資源管理のために委員会がどのように活動するのか；メンバーがどのようにして自らの義務を履行し、資源管理の成功から利益を得るのか、ということが含まれるだろう。

戦略計画は、望ましい将来の状態及びその達成に関連する（仮にそのような状態への到達は長期的なゴールだとしても）特定の戦略及びタスクを定めている。戦略計画は、事務局及びメンバーが毎年の活動計画を編集するための基礎となる。

最近の委員会パフォーマンス・レビューは、パフォーマンスが改善される可能性のある多くの分野を明示した。戦略計画は、これらの提案された行動を必要に応じて適切に将来の作業計画に盛り込ませている。

2009年7月1日に、戦略計画案はコメントを求めるために初めて回章された。現在のバージョンは、メンバーからのコメント（日本及び台湾）を反映し修正したものである。

計画の構造

戦略計画の最も重要な構成要素は、おそらく将来のための共通のビジョンである。このビジョンは、みなみまぐろの保存のための条約に記載される全体の目的とリンクする：みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保すること。

ゴールー将来の委員会の望ましい状態ーそして**戦略**ー望ましい将来の状態を達成するために提案される手法ーいかにして全体的な目的及びビジョンが達成されるかについての、及びその相対的な**プライオリティ**についての更なる詳細を提供する。

パフォーマンス・レビューからの勧告並びに協定において掲げられる目的を達成する際に委員会が直面する**長所、短所、機会及び危機**の分析は、これらのゴールを設定するための環境を提供する。

行動計画は、このプロジェクトを実施するためのスケジュール案を提示している。

-

国内SBT漁業の年次レビュー
ニュージーランド
2009年

1. 序文

ニュージーランドの排他的経済水域（EEZ）において、伝統的に手釣り、ひき縄及びはえ縄によってみなみまぐろ（SBT）を漁獲している。近年は、SBT漁獲量のほとんどすべてが表層はえ縄によるものであり、時折、曳縄でも小規模に漁獲され、ホキを対象とした中層トロールでも若干混獲される。国内漁業は、ほとんどが所有者が操業する小型の漁船であり、少数の大型船は、低温水域でのチャーター船である。

SBTは、2004年10月1日に割当管理制度（QMS）に組み込まれた。総商用漁獲可能量（TACC）は、413tであった。ニュージーランドの420tの漁獲枠の残りは、漁業関連の死亡（2トン）、遊漁（4トン）及び慣習的な漁業（1トン）に割り当てられた。QMSへの組み込みにより、前年までの「オリンピック」方式を中止した。QMSへの組み込みは、SBTはえ縄船の整理とも関連している。

2005/06漁期のSBTの漁獲量は、10年間で最も少なかった。商業漁獲量が300tをかなり下回っていた2年間の後、SBTの商業漁獲による水揚げは、2006/07漁期は約379t、2007/08漁期は約318tであった。

みなみまぐろ漁業に関するオーストラリアの年次レビュー

要旨

2009 年アップデート

2009 年の漁期報告は、2007-08 割当年（12 月-11 月）及び 2008-09 漁期に関する予備的な結果を含め、オーストラリアのみなみまぐろ（SBT）漁業の漁獲量及び漁業活動を要約する。

漁期

2007-08 においては、オーストラリアの水域で合計 22 隻の商業漁船が合計 5234t の SBT を水揚げをした。漁獲量の 99.6%がまき網によって漁獲され、残りがはえ縄によって漁獲された。2007-08 割当年において、7ヶ続のまき網が操業し、活餌、曳航いけす及び給餌船も関与した。まき網漁業は、2007 年 12 月初旬に開始し 2008 年 3 月初旬に終了した。

2007-08 割当年の漁獲量は 5234t で、昨割当年と同量であった（2006-07 は、5234t）。

オブザーバー

2008-09 割当年においては、オブザーバーはまき網の漁獲投網数の 7.9%及び推定 SBT 漁獲量の 15.3%をモニターした。2008 年については、オブザーバーは、東部まぐろかじき漁業において、数ヶ月間 SBT の回遊域で、はえ縄鈎努力量の 47.9%をモニターした。西部まぐろかじき漁業全体では、オブザーバーは、この期間操業するわずか 1 隻のはえ縄船の投網の 16.7%をモニターした。

追加的な報告義務

2008 年の CCSBT15 において採択された決議及び勧告に基づき要求される追加的な情報、すなわち漁船監視システム（VMS）、転載及び生態学的関連種に関するものを別添として含めた。

年次委員会及び遵守会合へのインドネシア SBT 漁業の年次レビュー

A. 序文

1. 2008年4月8日からインドネシアが協力的メンバーとして新しいステータスを得たことに伴い、現在、みなみまぐろ（SBT）漁業の管理が開発されているところである。基本的には、SBTはインドネシアの漁業にとって主な対象種ではなく、きはだ及びめばちのような熱帯性まぐろ類を対象とするはえ縄漁業者の非対象種として認識されている。漁場までの燃料消費の上昇により操業経費が増加傾向にあることから、漁獲したSBTを非対象種と見なすはえ縄漁業者は減少している。実際、SBTは周年、IEEZにおいて漁獲することができる。そして2008年までのSBTの総漁獲量は2007年と比較して減少していることが示唆される。
2. この報告書は、主にインドネシア漁業管理海域 No.573 並びに SBT が漁獲及び水揚げされる可能性のある漁港での歴史的データとともに、2008年における漁獲量及び漁業活動を要約する。

2008/2009 における台湾の SBT 漁業のレビュー

1. 序文

台湾は、1970 年代からみなみまぐろ（SBT）を漁獲してきた。SBT は、一部は季節的に SBT を主対象とする漁業によって、そしてあるまた一部は、びんなが漁業の混獲として漁獲されている。季節的に SBT を主対象とする漁業は、主に超低温冷凍施設を備えるはえ縄によって、2つのシーズン、すなわち 6 月から 9 月までのインド洋中央部 20° S - 40° S 水域及び 11 月から 2 月までのアフリカの南東沿岸沖 35° S - 45° S 水域で行われている。しかしながら、周年 SBT を対象とする漁業はこれまで行なわれていない。2008 割当年における年間総漁獲量は 926t と見積もられ、暦年では予備的に 876t と見積もられている。

第 16 回委員会年次会合のための南アフリカの SBT 漁業の年次レビュー

1. 序文

南アフリカのはえ縄漁業は、1960 年代初期に開始した。みなまぐろは、1961-1967 年に推定 1500 トン以上水揚げされ、南アフリカの水域で漁獲される最も一般的な種の 1 つであった。当該漁業は、より儲かるメルルーサ類及びロックロブスターのような水産資源に漁業者の関心が転向したために発展をし損ねた。その後、1970 年代から 2002 年における南アフリカのまぐろはえ縄漁業は、二国間協定の締結を通じた日本及びチャイニーズ・タイペイからの外国漁船によって占有されていた。南アフリカの EEZ 内の海洋資源は同国のみによって利用すべきとの方針により、これらの協定は 2002 年に終結された。試験的なのはえ縄漁業の開始とともに、1997 年には南アフリカ人の中にまぐろ及びめかじきはえ縄漁業を行おうとの関心が再度芽生えた。南アフリカのはえ縄漁業は、近年、正式に商業漁業の 1 つとなり、2005 年には、20 件のメカジキの直接漁獲許可及び 30 件のまぐろの直接漁獲許可が割当のために発給された。したがって、当該漁業は最大 50 隻に限定されている。

現在、みなまぐろは、南アフリカ内でめかじき及びまぐろはえ縄船によって漁獲されているだけである。めかじきはえ縄船は、主にめかじき、きはだ及びめばちを南アフリカの EEZ 内で対象とし、混獲としてみなまぐろを漁獲する国内船である。これらの漁船は、浅縄、イカ餌及びライトスティックを使用して夕暮れ後に投縄する。使用するはえ縄システムは、アメリカのシステム、すなわち幹縄にモノフィラメントを使用している。まぐろはえ縄船は、きはだ、めばち及びみなまぐろを対象としている。南アフリカは、現在この比較的「新しい」漁業を担当する部門を設置する過程の途上であり、この漁業に相当する適当な国内漁船が存在しないということに留意している。さらに、南アフリカ人は、はえ縄を使ってまぐろを漁獲するための十分な技術を持っていない。したがって、南アフリカへの船籍移転及び技術移転のための適切な船を調達するのに、外国のチャーター船に大きく依存している。

CCSBT-CC/0910/SBT Fisheries-European Community

2008 年 SBT 漁業報告書－欧州共同体

欧州共同体は、RFMO 及び資源の長期的な保護と持続可能な利用においてそれらが果たす重要な役割、特にこれらの機関の強化と最新化の重要性、にコミットしている。欧州共同体は、引き続き、CCSBT に対する自らの義務を満たすこと、及びみなみまぐろの保護に関する課題に積極的に貢献することに傾注している。

欧州共同体は、CCSBT 条約水域と重複又は接するすべての RFMO (ICCAT、IOTC、WCPFC 及び CCAMLR。IATTC については協力的非加盟国) の締約国であり、これらの RFMO の管轄水域において適用される保存管理措置をすべて実行している。

欧州共同体の船舶による SBT 漁業は、それ自体が目的対象となっていないという特徴があり、めかじきやサメを対象とした漁業において若干の不可避な混獲がある。

日本市場アップデート 2009 年
Katrina Phillips、Gavin Begg

要旨

背景

みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) は、自らの意思決定を支援するために、委員会が完全なかつ正確なデータを利用できるよう確保しなければならない。市場から得られた情報は、みなみまぐろ (SBT) の漁獲量のレベルについての情報の重要な第二のソースを提供するものである。

目的

このアップデートは、2006 年の 日本市場レビュー (2006) (JMR) の方法及び仮定を使って、遡及的にみなみまぐろ (SBT) の 2006 暦年、2007 暦年と 2008 暦年の未報告の漁獲量の推定値を提供する。これらの遡及的な未報告の漁獲量の推定値に関しては、CCSBT16 の前に SBT 産卵親魚資源量についてのシナリオモデリングに取り込むこと、及び国毎の全漁獲量に関する CCSBT 事務局のレビューに盛り込むこと、について検討する必要がある、

未報告の国内漁獲量

ダブルカウント ケース 1

未報告の国内の漁獲量の遡及的な推定値は、ダブルカウントケース 1 に関して 2006 年を 2638t、2007 年を 2913t、2008 年を 1047t (生体重量) とする JMR が適用した市場特異的な仮定に基づいている。

ダブルカウントのケース 2

未報告の国内の漁獲量の遡及的な推定値は、ダブルカウントケース 2 に関して 2006 年を 3465t、2007 年を 3697 t、2008 年を 1601t (生体重量) とする JMR が適用した市場特異的な仮定に基づいている。

勧告

2008 年以降、JMR によって適用された多くの仮定が修正されてきた (CCSBT-CC /0810/21 参照)。これらの修正は、日本の水産物市場を通じて販売された国産天然 SBT の推定値を著しく変化させるものである。しかしながら、1 つの重要な仮定 (市場で売買される国産天然 SBT の割合) は一定していたものの、これらの修正を支持するような情報がメンバー及び協力的加盟国に提供されてこなかった。メンバー及び協力的非加盟国が、すべての仮定を改善するために新しい情報を通じて共同で作業でき、そして輸入品の売り上げと報告された輸入量とを比較するより良い方法を生み出すまでは、我々は日本市場レビューが 2005 年のデータに適用した仮定を使い続けることを勧告する。

事務局による翻訳